

# 広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第3条）

### 第2章 訪問介護サービス

#### 第1節 基本方針（第4条）

#### 第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

#### 第3節 設備に関する基準（第7条）

#### 第4節 運営に関する基準（第8条－第41条）

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条－第44条）

### 第3章 生活援助特化型訪問サービス

#### 第1節 基本方針（第45条）

#### 第2節 人員に関する基準（第46条・第47条）

#### 第3節 設備に関する基準（第48条）

#### 第4節 運営に関する基準（第49条）

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条）

### 第4章 1日型デイサービス

#### 第1節 基本方針（第51条）

#### 第2節 人員に関する基準（第52条・第53条）

#### 第3節 設備に関する基準（第54条）

#### 第4節 運営に関する基準（第55条－第65条）

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条－第69条）

### 第5章 短時間型デイサービス

#### 第1節 基本方針（第70条）

#### 第2節 人員に関する基準（第71条・第72条）

#### 第3節 設備に関する基準（第73条）

#### 第4節 運営に関する基準（第74条）

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第75条）

### 第6章 雑則（第76条）

### 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6の規定に基づき、指定第1号事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (4) 訪問介護サービス 広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第4条第1号ア（ア）に規定する訪問介護サービスをいう。
- (5) 生活援助特化型訪問サービス 事業要綱第4条第1号ア（イ）に規定する生活援助特化型訪問サービスをいう。
- (6) 1日型デイサービス 事業要綱第4条第1号イ（ア）に規定する1日型デイサービスをいう。
- (7) 短時間型デイサービス 事業要綱第4条第1号イ（イ）に規定する短時間型デイサービスをいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (9) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- (11) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定第1号事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者（法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。）及び広島市総合事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定事業者は、訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス、1日型デイサービス又は短時間型デイサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2章 訪問介護サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定第1号事業に該当する訪問介護サービス（以下「指定訪問介護サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問介護サービスの事業を行う者（以下「指定訪問介護サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2・5以上とする。

2 前項の訪問介護員等は、介護福祉士、看護師、准看護師又は次の各号のいずれかの研修課程を修了し、当該研修課程を修了したことにつき、当該研修課程に係る研修を行った者から当該研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者とする。

- (1) 施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程
- (2) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程
- (3) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号に規定する学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）

3 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

4 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第3項のサービス提供責任者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、専ら指定訪問介護サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

(1) 介護福祉士

(2) 実務者研修を修了した者

(3) 旧施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者

(4) 3年以上介護等の業務に従事した者であつて、旧施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程を修了した者（平成30年10月1日時点で指定訪問介護サービス事業所においてサービス提供責任者として従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とする。）

(5) 3年以上介護等の業務に従事した者であつて、施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（平成30年10月1日時点で指定訪問介護サービス事業所においてサービス提供責任者として従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とする。）

(6) 看護師又は准看護師

6 第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問介護サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

7 指定訪問介護サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 指定訪問介護サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護サービス事業者は、当該文書を交付したもののみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問介護サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問介護サービス事業者は、当該指定訪問介護サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定訪問介護サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者（事業要綱第5条第1項第2号に規定する事業対象者をいう。以下同じ。）の確認の有無を確かめるものとする。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第12条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者の確認を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基本チェックリスト（事業要綱第6条第1項に規定する基本チェックリストをいう。以下同じ。）の提出が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請又は基本チェックリストの提出が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請又は基本チェックリストの提出が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、要支援認定を受けた利用者について、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、利用申込者が次の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること又は介護予防ケアマネジメント（事業要綱第4条第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

- (1) 法第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定訪問介護サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。
- (2) 事業要綱第7条第1項の規定により介護予防ケアマネジメントを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定訪問介護サービスが当該介護予防ケアマネジメントにより居宅要支援被保険者等（法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）ごとに作成される計画の対象となっているとき。
- (3) 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が当該指定訪問介護サービスを含む指定介護予防サービス等の利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問介護サービス事業者は、介護予防サービス計画（前条第2号及び第3号に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第17条 指定訪問介護サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスを提供した際には、当該指定訪問介護サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定訪問介護サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスを受けている利用者が次の各号のい

ずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定訪問介護サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問介護サービス事業所の管理者は、当該指定訪問介護サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第5条第3項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 指定訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) 介護予防支援事業者又は地域包括支援センター等に対し、指定訪問介護サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
  - (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者又は地域包括支援センター等との連携に関すること。
  - (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 利用者の虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定訪問介護サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護サービスを提供できるよう、指定訪問介護サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所ごとに、当該指定訪問介護サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護サービス事業者は、管理者及び訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問介護サービス事業者は、適切な指定訪問介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 指定訪問介護サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定訪問介護サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問介護サービス事業者は、当該指定訪問介護サービス事業所において感染症が発生し、又は

まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

- 第31条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

- 第32条 指定訪問介護サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護サービス事業者は、当該指定訪問介護サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

- 第33条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所について広告をする場合には、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

- 第34条 指定訪問介護サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第2条第1項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員又は居宅要支援被保険者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護サービス事業者は、介護予防支援事業者、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 指定訪問介護サービス事業者は、提供した指定訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護サービス事業者は、提供した指定訪問介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 指定訪問介護サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問介護サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 指定訪問介護サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### （会計の区分）

第40条 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

#### （記録の整備）

第41条 指定訪問介護サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第1号及び第2号に掲げる記録については5年間、第3号から第5号までに掲げる記録については2年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### （指定訪問介護サービスの基本取扱方針）

第42条 指定訪問介護サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護サービス事業者は、自らその提供する指定訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問介護サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問介護サービス事業者は、指定訪問介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問介護サービスの具体的取扱方針)

第43条 訪問介護員等の行う指定訪問介護サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問介護サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問介護サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問介護サービス計画を作成した際には、当該訪問介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、訪問介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、訪問介護サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問介護サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該訪問介護サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問介護サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問介護サービス計画の変更について準用する。

(指定訪問介護サービスの提供に当たっての留意点)

第44条 指定訪問介護サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定訪問介護サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定訪問介護サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定訪問介護サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

### 第3章 生活援助特化型訪問サービス

#### 第1節 基本方針

（基本方針）

第45条 指定第1号事業に該当する生活援助特化型訪問サービス（以下「指定生活援助特化型訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の日常生活の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（生活援助員等の員数）

第46条 指定生活援助特化型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定生活援助特化型訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活援助特化型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき生活援助員等の員数は、常勤換算方法で、1以上とする。

2 前項の生活援助員等は市長が定める研修（以下「生活援助員研修」という。）を修了しているものでなければならない。ただし、介護福祉士、看護師、准看護師又は第5条第2項各号のいずれかの研修課程を修了し、当該研修課程を修了したことにつき、当該研修課程に係る研修を行った者から当該研修課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者については、生活援助員研修を修了したものとみなすことができる。

3 指定生活援助特化型訪問サービス事業者は、指定生活援助特化型訪問サービス事業所ごとに、生活援助員等のうち、1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。

4 前項の訪問事業責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 介護福祉士
- (2) 実務者研修を修了した者
- (3) 旧施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者
- (4) 3年以上介護等の業務に従事した者であって、旧施行規則第22条の23第1項に規定する2級課程を修了した者
- (5) 3年以上介護等の業務に従事した者であって、施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者
- (6) 看護師又は准看護師

- 5 指定生活援助特化型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助特化型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第1項の規定にかかわらず、生活援助員の員数を実情に応じた適当数とすることができる。
- 6 指定生活援助特化型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助特化型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、当該指定訪問介護又は指定訪問介護サービスの利用者の処遇に支障がない場合については、第3項の規定にかかわらず、当該指定訪問介護事業所又は指定訪問介護サービス事業所のサービス提供責任者を訪問事業責任者として充てることができる。

(管理者)

第47条 指定生活援助特化型訪問サービス事業者は、指定生活援助特化型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定生活援助特化型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活援助特化型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第48条 指定生活援助特化型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定生活援助特化型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定生活援助特化型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問介護サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活援助特化型訪問サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問介護サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又はこの要綱第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第49条 第8条から第26条まで、第28条から第41条までの規定は、指定生活援助特化型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「生活援助員等」と、第25条中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「第5条第3項」とあるのは「第46条第3項」と、第41条中「訪問介護サービス計画」とあるのは「生活援助特化型訪問サービス計画」と読み替えるものとする。

### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第50条 第42条から第44条まで（第43条第8号を除く。）の規定は、指定生活援助特化型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、第43条中「訪問介護員等」とあるのは「生活援助員等」と、「第4条」とあるのは「第45条」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、「訪問介護サービス計画」とあるのは「生活援助特化型訪問サービス計画」と読み替えるものとする。

## 第4章 1日型デイサービス

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第51条 指定第1号事業に該当する1日型デイサービス（以下「指定1日型デイサービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第52条 指定1日型デイサービスの事業を行う者（以下「指定1日型デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定1日型デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「1日型デイサービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定1日型デイサービスの提供日ごとに、指定1日型デイサービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定1日型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定1日型デイサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定1日型デイサービスの単位ごとに、専ら当該指定1日型デイサービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定1日型デイサービスの単位ごとに、当該指定1日型デイサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定1日型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定1日型デイサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定1日型デイサービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定1日型デイサービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定1日型デイサービス又は指定通所

介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。) の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

- 2 当該指定 1 日型デイサービス事業所の利用定員（当該指定 1 日型デイサービス事業所において同時に指定 1 日型デイサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定 1 日型デイサービスの単位ごとに、当該指定 1 日型デイサービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定 1 日型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定 1 日型デイサービス事業者は、指定 1 日型デイサービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第 7 項において同じ。）を、常時 1 人以上当該指定 1 日型デイサービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定 1 日型デイサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定 1 日型デイサービスの単位は、指定 1 日型デイサービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定 1 日型デイサービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定 1 日型デイサービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定 1 日型デイサービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項から第 6 項まで又は指定地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 53 条 指定 1 日型デイサービス事業者は、指定 1 日型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定 1 日型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定 1 日型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第 3 節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第 54 条 指定 1 日型デイサービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定 1 日型デイサービスの提供に必要な

その他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定1日型デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定1日型デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定1日型デイサービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定1日型デイサービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定1日型デイサービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定1日型デイサービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第55条 指定1日型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定1日型デイサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定1日型デイサービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定1日型デイサービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定1日型デイサービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定1日型デイサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定1日型デイサービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定1日型デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定1日型デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。
- 5 指定1日型デイサービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

- 第56条 指定1日型デイサービス事業所の管理者は、指定1日型デイサービス事業所の従業者の管理及び指定1日型デイサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定1日型デイサービス事業所の管理者は、当該指定1日型デイサービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

- 第57条 指定1日型デイサービス事業者は、指定1日型デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定1日型デイサービスの利用定員
  - (5) 指定1日型デイサービス内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 利用者の虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

- 第58条 指定1日型デイサービス事業者は、利用者に対し適切な指定1日型デイサービスを提供できるよう、指定1日型デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定1日型デイサービス事業者は、指定1日型デイサービス事業所ごとに、当該指定1日型デイサービス事業所の従業者によって指定1日型デイサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
  - 3 指定1日型デイサービス事業者は、管理者及び1日型デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定1日型デイサービス事業者は、全ての1日型デイサービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る

基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定1日型デイサービス事業者は、適切な指定1日型デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより1日型デイサービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第59条 指定1日型デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定1日型デイサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第60条 指定1日型デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定1日型デイサービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第61条 指定1日型デイサービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定1日型デイサービス事業者は、当該指定1日型デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定1日型デイサービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、1日型デイサービス従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定1日型デイサービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定1日型デイサービス事業所において、1日型デイサービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第62条 指定1日型デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定1日型デイサービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定1日型デイサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 指定1日型デイサービス事業者は、指定1日型デイサービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定1日型デイサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以

外の者に対しても指定１日型デイサービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第６３条 指定１日型デイサービス事業者は、利用者に対する指定１日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２ 指定１日型デイサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３ 指定１日型デイサービス事業者は、利用者に対する指定１日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４ 指定１日型デイサービス事業者は、第５３条第４項の指定１日型デイサービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第６４条 指定１日型デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

２ 指定１日型デイサービス事業者は、利用者に対する指定１日型デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から第１号及び第２号に掲げる規定については５年間、第３号から第５号までに掲げる規定については２年間保存しなければならない。

(1) １日型デイサービス計画

(2) 次条において準用する第１９条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第２３条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第６５条 第８条から第１７条まで、第１９条、第２１条、第２３条、第２４条、第２９条、第３１条から第３３条まで、第３５条、第３６条、第３９条及び第４０条の規定は、指定１日型デイサービスの事業について準用する。この場合において、第８条及び第３１条中「第２６条」とあるのは「第５７条」と、「訪問介護員等」とあるのは「１日型デイサービス従業者」と、第２４条及び第２９条第２項中「訪問介護員等」とあるのは「１日型デイサービス従業者」と読み替えるものとする。

第５節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定１日型デイサービスの基本取扱方針）

第６６条 指定１日型デイサービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２ 指定１日型デイサービス事業者は、自らその提供する指定１日型デイサービスの質の評価を行うと

ともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定１日型デイサービス事業者は、指定１日型デイサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定１日型デイサービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定１日型デイサービス事業者は、指定１日型デイサービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定１日型デイサービスの具体的取扱方針）

第６７条 指定１日型デイサービスの方針は、第５１条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定１日型デイサービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定１日型デイサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した１日型デイサービス計画を作成するものとする。
- (3) １日型デイサービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、１日型デイサービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、１日型デイサービス計画を作成した際には、当該１日型デイサービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定１日型デイサービスの提供に当たっては、１日型デイサービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定１日型デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定１日型デイサービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、１日型デイサービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該１日型デイサービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該１日型デイサービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該１日型デイサービス計画の

実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

- (10) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定１日型デイサービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて１日型デイサービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する１日型デイサービス計画の変更について準用する。

（指定１日型デイサービスの提供に当たっての留意点）

第６８条 指定１日型デイサービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント又は介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定１日型デイサービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定１日型デイサービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第６９条 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- ２ 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- ３ 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- ４ 指定１日型デイサービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第５章 短時間型デイサービス

## 第1節 基本方針

### (基本方針)

第70条 指定第1号事業に該当する短時間型デイサービス（以下「指定短時間型デイサービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を中心とした支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第71条 指定短時間型デイサービスの事業を行う者（以下「指定短時間型デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短時間型デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「短時間型デイサービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護職員 指定短時間型デイサービスの単位ごとに、当該指定短時間型デイサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定短時間型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定短時間型デイサービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(2) 機能訓練指導員 1以上

2 指定短時間型デイサービス事業者は、指定短時間型デイサービスの単位ごとに、第1項第1号の介護職員であつて、次の各号に定める者を、常時1人以上当該指定短時間型デイサービスに従事させなければならない。

(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 介護支援専門員

(3) 介護福祉士

(4) 実務者研修を修了した者

(5) 旧施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程を修了した者

(6) 施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程を修了した者

(7) 看護師又は准看護師

3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定短時間型デイサービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 指定短時間型デイサービス事業者が指定通所介護事業者等又は指定1日型デイサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短時間型デイサービスの事業と指定通所介護等又は1日型デイサービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）若しくは指定地域密着

型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）又は指定1日型デイサービス事業所の指定基準を超えているスペースを活用して指定短時間型デイサービスを実施することができる。この場合において、利用者及び当該指定通所介護等又は指定1日型デイサービスの利用者の処遇に支障がない場合は、第1項の規定にかかわらず、当該指定通所介護等又は指定1日型デイサービスの指定基準を超えて配置している介護職員を指定短時間型デイサービス事業所の介護職員として充てることができる。

- 5 前項の場合にあつては、第2項の規定にかかわらず、第1項第1号の介護職員を、常時1人以上当該指定短時間型デイサービスに従事させるものとする。
- 6 第1項から第3項までの指定短時間型デイサービスの単位は、指定短時間型デイサービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短時間型デイサービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第72条 指定短時間型デイサービス事業者は、指定短時間型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短時間型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短時間型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第73条 指定短時間型デイサービス事業所は、機能訓練室及び静養室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定短時間型デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる機能訓練室の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、利用者の必要に応じて、間仕切り等を用いて機能訓練室等に静養できるスペースを確保する場合にあつては、静養室を設けないことができる。ただし、この場合において、指定短時間型デイサービス事業者は利用者の処遇に支障がないよう配慮しなければならない。
- 4 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定短時間型デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短時間型デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 指定短時間型デイサービス事業者が指定通所介護事業所等又は指定1日型デイサービス事業所の指定基準を超えているスペースを活用して指定短時間型デイサービスを実施する場合において、第2項に規定する機能訓練室の面積は、当該指定通所介護事業所等又は指定1日型デイサービス事業所の食堂及び機能訓練室と指定短時間型デイサービスの機能訓練室を合計した面積とし、3平方メートルに指定通所介護等又は指定1日型デイサービスの利用定員と指定短時間型デイサービスの利用定員を合

計した利用定員を乗じて得た面積以上とする。

#### 第4節 運営に関する基準

(準用)

第74条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第29条、第31条から第33条まで、第35条、第36条、第39条、第40条及び第55条から第64条まで（第63条第4項を除く。）の規定は、指定短時間型デイサービスの事業について準用する。この場合において、第8条及び第31条中「第26条」とあるのは「第74条において準用する第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短時間型デイサービス従業者」と、第24条及び第29条第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短時間型デイサービス従業者」と、第64条中「1日型デイサービス計画」とあるのは「短時間型デイサービス計画」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第75条 第66条から第69条までの規定は、指定短時間型デイサービスの事業について準用する。この場合において、第67条中「第51条」とあるのは「第70条」と、「1日型デイサービス計画」とあるのは「短時間型デイサービス計画」と読み替えるものとする。

#### 第6章 雑則

(電磁的記録等)

第76条 指定事業者及び訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス、1日型デイサービス又は短時間型デイサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第49条、第65条及び第74条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定事業者及び訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス、1日型デイサービス又は短時間型デイサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附則

(施行期日)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第２９条（第４９条、第６５条及び第７４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２９条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（衛生管理等に係る経過措置）

- 3 この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第３０条第３項（第４９条において準用する場合を含む。）及び第６１条第２項（第７４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 4 この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第３９条（第４９条、第６５条及び第７４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第３９条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この要綱の施行の日から令和６年３月３１日までの間、第５８条第３項（第７４条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第５８条第３項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。